

# 北の自然

北海道自然保護連合通信

No.55 1995.9

森林生態系保護地域設定地



奥定山溪国有林・漁岳

# 4月9日選挙日 北海道知事選挙に先だって行 われた公開質問状に対する回 答を公開する

北海道自然保護連合は過日4月9日に実施された北海道知事選挙に向けて、北海道に関わる自然保護問題についての公開質問を致しました。質問状は候補予定者、堀達也氏、伊東秀子氏、甲斐基男氏、三浦雄一郎氏、三沢道男氏の5名に発送し、全員より回答を得、選挙日前に加盟団体宛回答を通知しましたが、当選者の公約にもなりますので全文を掲載します。(以後敬称は略します)

北海道知事候補者 殿

平成七年三月十三日

北海道自然保護連合

代表 黒萩 尚

(知事選にあたっての自然環境保護に関する公開質問状)

私たちは、北海道の各地で自然保護活動に携わっている加盟団体二十五団体、約六千四百名を擁するグループです。私たちは来月に予定されている知事選挙につきましては、新知事の姿勢いかがが、今後の北海道の自然保護に重大な影響を及ぼすものとして、その結果を注目しているところ です。

そこで立候補表明されている皆様、北海道がかかえる自然保護問題の中から以下の七点に絞って質問し、その回答をもって投票の際の参考にさせていただきたいと思っております。回答の結果は、各団体のニュース等により、広く会員、道民に知らせる予定でおります。

選挙直前のご多忙なところを恐縮ですが、私たち北海道の自然を愛する市民運動の趣旨をおくみとりの上、同封いたしました封書にて、三月二

十日までにご回答ご返送ください。

なお、以下の質問は北海道では周知の問題ですので知事を目指す方ならば当然にご承知のうえ、その対応も決めておられるはずのものばかりです。したがって、もしご回答がいただけない場合や具体的記述なしにご回答を保留された場合には、自然保護問題には関心がないものと判断させていただきます。

以上よろしくお願い致します。



# 質問一、

道道士幌然別湖線（以下「士幌高原道路」という）問題について

士幌高原道路は大雪山国立公園内唯一の天然湖、然別湖を擁し、

## 堀 達也

(1) ①賛成

士幌高原道路は、地元の多くの方々  
が早期着工を要望しており、地域振  
興を図るうえで大変重要な道路であ  
ると考えております。計画されてい  
るルートは、大雪山国立公園の特別  
地域を通過しますが、道路の大部分  
が地中となり、表面の改変はトン  
ネル出入り口周辺の既設の法面にと  
どまることなどから、大雪山の貴重  
な自然環境の保全に十分配慮された  
ものであると考えております。

(2) ①賛成

私としては、本道の良好な自然  
環境を将来にわたって適切に保全  
するため、引き続き道民、事業者、  
行政機関等がそれぞれの立場にお  
いて、この指針に沿って自発的、  
積極的に自然環境に配慮してい  
くことが望ましいものと考えていま  
す。

特別保護地域として、周辺地域を  
含めて原始的自然の宝庫を通過す  
ることから全国的にその建設計画  
が注目されていますが、そこで

(1) あなたは士幌高原道路の未着  
工部分に関して、道路建設する

(1) ①賛成

地域の振興をはかるうえで必要  
であると認識している。自然保護  
に十分配慮し、引き続き関係者の  
方々の理解と協力を得て取り進め  
たいと考えている。

(2) ①賛成

自然の保全、野生生物保護の施  
策の方向づけがされている。

## 伊 東 秀 子

(1) ①賛成

(1) ②反対

## 甲 斐 基 男

ことに賛成ですか？  
(2) 北海道は自然環境保全行政の  
運営指針として、他に誇りうる  
「北海道自然環境保全指針」を  
策定していますが、あなたはこ  
の指針を守る事に賛成ですか？

(1) ②反対

自然環境をとくに保護すべき地  
域で、風穴も貴重な地質です。こ  
の道路の建設が環境を破壊するこ  
とは明確であり、しかも経済的効  
果、住民の生活に不可欠な生活道  
路でもありません。

(2) ①賛成

重要な自然保護の指針であり、  
少なくともこの基準は守られるべ  
きです。

## 三 浦 雄 一 郎

(1) ②反対

国際的にも貴重な自然は守るべ  
き。  
(2) ①賛成  
基本的には賛成。

## 三 沢 道 男

(1)

② 反対

(2)

① 賛成

## 質問二、

千歳川放水路計画について

北海道開発局が主体となった事業計画ですが、北海道としてどの

ような態度表明をするかが重大な問題になっております。

とに賛成ですか？

(1) あなたは千歳川放水路計画に  
関して、計画どおり建設するこ

(2) 千歳川を含めた石狩川治水対策についての考えをお聞かせください。

### 堀 達也

(1) 千歳川放水路計画は、千歳川流域の洪水対策上重要な事業ですが、大規模な事業であり、自然環境や農業・漁業に与える影響が大きいことなどから、地元の理解などを得た上で、環境保全などに十分留意して進めることが必要だと考えます。したがって、住民合意如何によって、計画の変更はありえると思っています。

(2) 石狩川や千歳川の河川改修、遊水機能の保全・整備、内水排除施設の整備、流域対策の推進など、可能な限りの洪水対策を講じていく必要があります。

### 伊東 秀子

(1) ①賛成  
計画には反対、賛成の両方の意見が対立している。環境保全に十分配慮をしたうえで、関係者の合意が得られる方向で対処すべきと考ええる。

### 甲斐基男

(1) ②反対。

本来石狩川の水系全体の治水計画として、総合的な対策を行うべきです。千歳川放水路は、住民合意もなく強行すべきではありません。それは、千歳川の対策として矮小化され、しかも従来この水系とは無縁であった地域に洪水を持ち込み、周辺環境にも著しい影響をもたらすものです。札幌、江別

など大都市の被害を防ぐことを口実にしていますが、千歳川放水路では石狩川本流の洪水対策には効果は少なく、大都市での災害を過疎地に転嫁する悪しき多数原理といわなければなりません。

(2) 住民合意のある治水対策は促進すべきです。自然を生かした工法に転換すべきであり、水系全体の洪水流量を減らすことがだいじであり、水系の上流部から中流部に遊水池を設けること、これら遊水池は恒常的なものに限定するのではなく、日常的には生活・生産の場として使用し、洪水時には臨時的に遊水池として活用できる施設、そのためには必要な行政的措置をとれば可能であり、そのうえで石狩川河口部での放水路、背割堤など必要な補完的な施設を探索します。

### 三浦雄一郎

(1) ③回答できず  
今後の日本と道民の未来のため  
に何が必要かをよく見つめてから  
回答します。

### 三沢道男

(1) ②反対  
(2) 石狩川水系全体を治水可能な地域として対策を講じることが可能  
と思う。

## 質問三、

いわゆるリゾート法に関して

北海道では「北海道富良野大雪リゾート地域」がリゾート法の指定を受けた地域となっております

### 堀 達也

#### (1) 賛成

「ニセコ、羊蹄、洞爺周辺地域」は、平成元年に指定を受けた「北海道富良野大雪リゾート地域」に続く地域として、総合保養地域整備法に基づく基本構想の承認を目指しており、現在、関係市町村や国の地方行政機関などと調整を図りながら基礎調査を実施しております。

今後、この基礎調査の結果を国に報告するとともに、基本構想を作成し、承認が得られるよう務めることとしております。

なお、本地域は「支笏洞爺国立公園」や「ニセコ積丹小樽海岸国立公園」の区域に含まれる優れた自然環境に恵まれた地域であり、この地域のリゾート開発に当たっては、自然環境の保全や景観形成が図られるよう十分配慮することになっております。

が、さらにリゾート法の指定を受けるべく基本構想の整備を始めていると聞いております。そこで

(1) 北海道に第二のリゾート法の指定地域をつくることに賛成ですか？

#### (2) ①賛成

美英富士スキー場計画については、平成元年に総合保養地域整備法に基づき承認を受けた北海道富良野大雪リゾート地域整備構想の重点整備地区のジャパンヘルシーゾーン地区において、民間事業者が整備を進めることとしている計画施設の一つであります。

町や民間事業者などで構成している地元推進協議会を取り入れながら、推進することとしております。

#### (3) ②反対

「北海道富良野大雪リゾート地域整備構想」については、平成元年に総合保養地域整備法に基づき国の承認を受け、道及び富良野市など九市町村で推進協議会を構成して、この協議会が構想に位置づけられている旭岳地区など八つの重要整備地区について地元推進協議会などと連携を図りながら、そ

(2) 「北海道富良野大雪リゾート地域」において「美英町ジャパンヘルシーゾーン」計画があります。この中に美英富士にスキー場を開発する計画があります。

#### の推進に取組んでおります。

今後とも、それぞれの地域の特性を生かした望ましいリゾートの形成が図られるよう関係市町村や民間などと連携して、その推進に努めることとしております。

### 伊東 秀子

#### (1) ①賛成

現在ニセコ地区の指定が考えられているが、自然破壊につながらない方向で指定を検討すべきと思う。

#### (2) ①賛成

美英富士スキー場は、リゾート法で定める基準等に合致するものであれば支障ない。

#### (3) リゾート開発が自然破壊につながるのであれば反対である。

美英富士にスキー場を開発することに賛成ですか？

(3) すでにある「北海道富良野大雪リゾート地域」において今後リゾート開発を見直しすることには賛成ですか？

### 甲斐基男

#### (1) ②反対

大企業の営利本位の法制であり、地域の活性化にむすびつかず、環境・自然破壊が促進されます。この点は、すでに多くの例で実証されていることです。しかも国民生活無視でバブル経済を巻き起こした一因でもあり、これを繰り返してはなりません。

#### (2) ②反対

美英富士など国立公園内のスキー場建設は慎重を期すべきです。一般に、スキー場をつくる場合は環境・自然破壊をもたらさないこと、地方自治体への過剰な財政負担をかけないこと、地元住民が活用できる施設であることを条件にします。

#### (3) ①賛成

地元経済や利用者の都合を無視し、企業利益を優先した計画では

なく、本来のリゾートの目的にふさわしいものに根本的に転換すべきです。

### 三浦雄一郎

(1) ①賛成

リゾートは国際的にも道民の生活にとって大切な要素です。自然との調和のとれた、ツェルマット方式などがあります。

(2) ③回答できず

(3) ①賛成

リゾート開発を止めるという前提でなく、本物の二十一世紀型のリゾートはなんであるべきかを考えて見直したい。

### 三沢道男

(1)、(2)、(3) 共に破壊のない開発であれば自治体に任ず。

## 質問四、

北海道環境影響評価条例見直しについて

(1) 北海道環境影響評価条例(い

わゆるアセス条例)はスキー場、ゴルフ場開発を巡って様々な問題が生じており改正の必要があると思われるが、改正に賛成ですか？

(2) 改正に賛成とお答えの場合は、改正点について明示してください。  
(3) 改正の時期について、国のアセス法の成立が不明確な現在で

は、法律の制定を待たずに改正すべきと思われますがことに賛成ですか？

### 堀達也

(1) ①賛成

環境影響評価制度は、環境汚染や環境破壊の未然防止を図る上から、極めて重要な制度であり、今日の質的にも広がりを見せている環境問題に適切に対処するため、基本的には、条例を見直す方向にあるものと考えております。

国においても、こうした考え方から、関係省庁一体となって、平成八年夏を目途に、法制化も含めた所要の見直しについての調査研究を、鋭意進めているところで、(2) 国における見直し検討の動向をみながら検討いたしますが、私と

(3) ②反対

しては、アフターフォローや、対象事業などについての検討が必要であると考えております。  
環境影響評価制度は、本道の良好な環境の保全に当たっての基本となるものでありますので、国の制度と十分整合を図ることが必要であると考えております。

国においては、平成八年夏を目途に、法制化を含め見直しの方向が出されることになっており、見直しに当たっては、その方向を踏まえるとともに、専門家や有識者の意見を広く聴くなどして、対処することが、適切であると考えるかと

### 伊東秀子

(1) ①賛成

道のアセス条例は、昭和五十三年に制定されており、時代の変化に応じた改正は必要である。

(2) 対象事業の範囲の拡大や住民意見の反映方策など。

(3) ②反対

国のアセス法制定の動向を見極め、これとの整合性をはかることが必要である。

### 甲斐基男

(1) ①賛成

本来の目的を果たしていません。  
(2) 現状は、アセスメントが許可の免罪符として、セレモニー化している傾向があります。事業計画者のアセスメントとアセスメントの実施機関とを分離し、結果の客観性を保持し、住民・関係者の意見が反映されるものとします。計画アセスメントの導入を検討します。

(3) ①賛成

それぞれの地域の実態にも即したものとするために、地方自治の精神からも当然です。

## 三浦雄一郎

### (1) 賛成

ただしスキー場、ゴルフ場は国民のスポーツレクリエーションの場として非常な役割を果たしている環境との調和を考慮したうえで、あまりにも狭く考えるべきではない。

### (3) ①賛成

北海道方式、北海道は今後観光立国をしなければならぬ。自然と観光と調和のある開発を考える。

## 三沢道男

### (1) 新しい知事が新しい時代を見定

めて検討することは必要である。  
(3) 同時に検討する事が合理性があると思えます。

## 質問五、

野生生物保護について

(1) 野生生物の保護は北海道独自の保護が必要と考えています。そこで野生生物の保護は北海道

独自の保護が必要だと思えますか？

(2) 思うとお答えの場合、国際的に注目されている生物多様性の保護という考えを北海道の自然保護の基本政策に取り入れるこ

とに賛成ですか？

(3) 希少な野生生物の生息地を保護するためにどのような施策をお考えですか？（考えていない場合はそのようにお書きください。）

## 堀達也

(1) 北海道独自の保護

① 思う

本道には、ヒグマ、エゾシカやタンチョウ、シマフクロウなどはじめ様々な野生動物が生息して

おり、また、レブンアツモリソウなどの固有の植物も分布している

など本州にはみられない豊かな動物相を形成しています。しかし

ながら、今日、開発の進展などに伴う生息（生育）環境の変化や生

息（生育）域の縮小などにより、絶滅のおそれのある種がみられる

一方、分布域の拡大により農林水産業等に被害を与える動物なども

みられます。

このため、これらの野生生物を、人間の活動や生息環境とバランス

のとれた形で、将来に渡って適正に保護・管理を進める必要がある

と考えております。

具体的には、野生生物の分布・生息及び生息環境に関する調査を

継続して実施するとともに、これらの種の適正な保護管理のあり方

について検討することが重要であると

考えております。

### (2) 生物多様性の保護

① 賛成

野生生物の保護については、一九九三年四月に「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する

法律」が施行され、同年十二月には「生物多様性条約」が発効する

など、国際的にも生物多様性の保全を重視する傾向が高まってきて

います。

こうした状況に的確に対応するために、本道の野生生物を、そ

れぞれの地域において、その多様性を損なうことなく、生息環境と

ともに適正に保護管理をしていくという視点が大切であると

考えて

(3) 希少な野生生物の生息地保護策について

本道には、タンチョウやシマフクロウ、ウミガラスあるいはレブンアツモリソウなど絶滅の危機に

ある野生動物が分布しており、これらを適正に保護管理すること

が大切であると考えています。

このため、希少野生動物植物の目録である、北海道レッドデータブック」の作成に取り組むとともに、

特段の保護施策が必要な種については、「絶滅のおそれのある野生

動物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動物種の

指定及び生息地等保護区の指定を環境庁にも要望するなどして、そ

の適正な保護に努めていきます。

また、既に国内希少野生動物種に指定されている種については、

今後の保護施策に資するための生息・生育実態調査を進めます。

一方、ヒグマなどの野生動物に

ついで、その多様性を損なうことなく、適正に保護管理をしていくための基本方向を明らかにする「野生動物保護管理システム」を策定するとともに、生息地のみならず行動範囲も含めた生息環境全体の保全を考慮するシステムのあり方について検討していきたいと考えています。

## 伊東 秀子

(1) ①思う

本道独自の野生生物について、十分な保護対策を講ずることが必要。

(2) ①賛成

国際条約の趣旨については、政策の中に取り入れるべき。

(3) ①生息、成育状況を調査のうえ、対策を検討していく。

## 甲斐 基男

(1) ①思う

それぞれの地域の固有の問題であり、地域の実態に適した方法を採用するうえでは当然です。エゾシカなどの適正管理やシマフクロウなど貴重な野鳥の保護計画も、広域行政を担当する道として必要です。

(2) ①賛成

単に希少な動植物だけを保護するのではなく、湿原や山岳など生態系全体を保護していくことが基本です。

(3) それぞれの実態で異なるでしょうが、一定の必要な範囲で、湿原の周辺部などを含めて生態系全体を保護・保全していくことで、希少な動植物を保護します。河畔・川の保全、サケなどの魚族遡上、ゴルフ場や産廃施設開発の中止など生息地保全プログラムをつくります。

## 三浦 雄一郎

(1) ①思う

生態学的な研究のもとに北海道方式を考える。

(2) ①賛成

(1)と同様。

(3) ほろびゆく野生生物はある程度人工的な野生保護病院のようなもの、樹医的な要素も含め保護すべきである。

## 三沢 道男

(3) 地域全体の開発を禁止することが必要と思います。

## 質問六、

魚が遡上できる川づくりについて  
例えば深川市にある花園頭首工などは旭川市民が放流するサケの

## 堀 達也

今日、河川の整備に求められるのは、治水、利水はもちろんのこと、潤いと安らぎの場、魚や鳥等の生息の場、さらに緑を育む場としての自然環境の保全や創出を目指す川づくりが必要です。

このため、魚類の遡上等を妨げることのないよう河川の整備を進めるとともに、設置済の落差工等については、改築して魚道を設置し、また、水生生物の生息環境として必要な瀬と淵を確保するなど、生き物が住みやすい川づくりをすすめる考えです。

特に、北海道の代表とも言える石狩川のような大きな河川については、河口から山間の溪流まで魚が自由に遡上、降下ができる川づくりを進めます。

遡上を妨げていますが、このよう

な魚の遡上を阻む構築物を撤去し、魚が遡上できる川づくりを目指す具体的な政策をお考えですか？

## 伊東 秀子

(1) 花園頭首工など構築物の取り扱いについては、現在、国（道開発局）において、石狩川水系の河川に魚が遡上できる川づくりの検討がすすめられているので、これらの問題も含めるよう要請したいと考えている。

(2) 河川改修にあたっては、生態系の保全を重視した取り組みをする考えである。

## 甲斐 基男

魚道の設置、人工構築物の撤去や改造など自然にやさしい川づくりをすすめます。治水対策の高水工法一点張りの施行を改め、とくに護岸も河床もコンクリートで造る三面張などの工法は見直し、より自然に近い条件に復元します。



## 三浦雄一郎

カナダ、アメリカでは積極的に魚たちが遡上できる魚の道をつくっている。そうしたすぐれたいくつかの国際的な方式をとり入れるべきだ。

## 質問七、

北海道のゴルフ場について

北海道のゴルフ場は現在百六十カ所、着工済、手続き中は七十

七カ所に上ります。そこでこれ以上いららないとの考えに賛成ですか？

## 三沢道男

回答がありませんでした。

## 堀達也

ゴルフ場の開発事業に関しては、自然環境の保全、良好な生活環境の確保、災害の防止に配慮し、真にその地域の振興に寄与するか否かを検討するとともに、地域住民の方々の意見も十分に尊重する等、慎重に対応する考えです。

うに、ゴルフ場は着工済みだけで過剰であり、これ以上、自然環境を破壊しないため。

## 伊東秀子

### ②反対

ゴルフ場は、地域住民の合意が得られたものについては、地域振興の観点から建設することもありうる。考える。

## 三浦雄一郎

### ②反対

今後新しいバイオテクノロジーの進化によって無農薬有機栽培的なゴルフ場が可能である。

ゴルフ場ばかりでなく病院や福祉施設にしても自然破壊を伴う。ゴルフ場をつくることによってより豊かな自然再生を積極的に進めていく、創造していくことも可。

## 甲斐基男

### ①賛成

バブル経済の崩壊でも明らかかなよ

## 三沢道男

回答がありませんでした。

以上

# 「知床100平方メートル運動」 斜里町への公開質問状に対する 回答がありました。

前号の北海道自然保護連合通信No.54で知床特集を組んだところ、多数の会員の皆様の反響があり、連合代表者会議において斜里町長午来昌氏への公開質問を決定しました。6月23日、「知床百平方メートル運動と知床の開発についての公開質問状」の回答がありましたので発表致します。

平成7年6月23日

北海道自然保護連合  
代表 黒萩 尚 様

斜里町長 午 来

昌

## 「しれとこ100平方メートル運動」に関する回答について

初夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

つきましては、6月13日付けで提出のありました、「しれとこ100平方メートル運動」に関する質問状について下記のとおり回答します。ご査収の程よろしくお願いいたします。

この「しれとこ100平方メートル運動」も今年で18年目を迎えたわけではありますが、貴職をはじめ全国の皆さんの暖かいご厚意によりまして、土地保全目標の9.0%を越えております。この運動を通して、全国から寄せられた自然を愛し、知床を愛する運動参加者の思いを目標に向かって歩き続けております。今後とも、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

# しれとこ二百平方メートル運動の

## 公開質問状に対する回答書

質問一 しれとこ二百平方メートル運動の当初の目的は何だったのでしょうか。

回答 知床国立公園内の開拓離農跡地を、乱開発から守るために知床を愛し、自然を愛する皆さんの寄付金により、離農地を買い取り植林等を行い原始の森を再生していくという運動であり、当初の目的どおりである。

質問二 「しれとこ」で夢を買いませんか」で集めた一口八千円は、すべて土地買収と植林の資金にあてる」と言う当初の目的は変わりましたか。

回答 一口八千円の寄付金は、第一次目標の設定時では土地の買い上げと植林の費用に充てることになっていたことは「しれとこ通信」でお知らせのとおりである。しかし、第二次目標開始の昭和五十五年の十月に、今後の運動が長期化する中で、運動にかかる経費をすべて町が負担することは財政上難しい

との判断から推進本部、推進支部において協議し、了承の上で毎年度寄付金の二〇％を事務費に使用させていたたくことに変更したものである。従って、事務費を含め

一切を町が負担することになってきたのは第一次の運動までである。また、寄付金総額の二〇％を事務費に充てることは、しれとこ通信により運動参加者にお知らせしているほか、運動パンフレットでも明らかにしている。

質問三 知床国立公園内「土地保全基金条例」設置の目的は変わっていませんか。

回答 「しれとこ国立公園内土地保全基金条例」第一条の目的は、土地保全と自然保護を図ることを条文化したもので目的は変わっていない。

質問四 「土地保全基金条例」第六条(委任)「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要

な事項は町長が別に定めるものとす」とありますが「基金管理」に關し町長が別に定めた事例はございますか。

回答 「しれとこ国立公園内土地保全基金条例」第六条に關しての町長が別に定めた事例はない。

質問五 「しれとこ」で夢を買いませんか」で参加者から集めた拠出金の名目が「拠金」から「寄金」「寄付金」と言い換えられてきたのは何故ですか。

回答 拠金とは、お金を出してくださる側(運動の場合参加者側)の寄付金の意味、寄金は寄付金と同じ意味で使用している。特に意識して変更が行われていない。パンフレット中の表現では「拠金」「寄金」「寄付金」と、よりわかりやすく言い換えられてきているが、「しれとこ通信」中では当初より、これらの言葉は使用されており特に問題とするものではない。

質問六 参加者から集めた拠出金の使用目的が「土地保全と植林の自然の復元」に限定されているのに事務費に二〇％使用しているのはなぜなのでしょうか。

回答 二の回答で説明している内容のとおりである。

質問七 参加者からの拠出金で購入した土地の名目は「共有地」(共同持分権)なのか斜里町の「町有地」なのか。

回答 町と参加者との関係は自然保護についての協力関係にあり、土地の売買契約ではない。従って町が指定寄付金という特定財源により自然景観保全林(町保有地)を取得し管理している。また、このことはパンフレットでも町保有地として管理することは示しているとおりでである。

質問八 「しれとこ通信」第十五報によれば「第三次の募金活動へ」：などと記載されていますがまだ取得できる民有地が残っているのでしょうか。

回答 現在(平成七年三月三十一日)の状況としては四三七・三七〇(九二・七%)の土地を保全し、参加者は四万五千五百七十七口、基金目標としている五億二千五万二千円の九一・〇%にあたる四億七千三百三十三万六千円となっている。

現在は第三次目標の募金活動を推進中であるが、運動地内に残っている民有地については、今後も地権者の理解を求めながら保全にむけて努力する。

質問九 これからの百平方メートル運動に関してどのような事業・開発等を予定しておりますか。

回答 運動対象地の土地の保全とともに森の再生事業をすすめていくこととしている。開発については予定していない。

質問十 しれとこ百平方メートル運動に関する資料・諸々の条例・自然景観保全審議会名簿・その他資料、また、参加者が得られる特典等の案内資料等を提出願います。

回答 参加者には登録証書・記事を送付しているほか、百平方メートル運動ハウスに氏名を掲示している。また、年に一度「しれとこ通信」を送り運動の状況等を伝えるとともに秋には植樹祭の参加を案内している。また、知床自然センターダイナビジョン入館料の割り引きを行っている。

## 事務局だより

一、賛助会費及び団体加盟費納入のお願い。

四月より会費納入振込票を同封し、納入のお願いをしております。よろしくお願い致します。

二、会報「北の自然」、原稿のお願い。  
連合事務局では、会報「北の自然」に掲載する原稿を募集しております。今まではなんとなく連合から一方的に会員の皆様にお知らせする内容に終始しておりました。会員の皆様のご意見や北海道の自然保護に関する原稿をお寄せ下さい。どしどしお送り下さい。

## 表紙の写真

札幌市近郊、奥定山溪国有林内の漁岳方面を空沼岳山頂から撮ったものです。林野庁の森林生態系保護地域指定二十六番目が、今年度中に指定完了する地域です。支笏洞爺国立公園内の貴重な自然が残っている所です。

## 北の自然 No.55

1995年9月10日発行

発行所 北海道自然保護連合  
〒001

札幌市北区北21条西8丁目  
2-20-506黒萩様方

発行人 黒萩 尚  
編集 小山 健二  
連絡電話：(011)728-3604  
郵便振替：02710-5-4071  
賛助会費：年間3,000円



登山  
キャンピング  
カヌー  
アウトドア用品

## 北海道、山の店 秀岳荘

営業時間／ AM10:00～PM7:00 定休日／ 毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎(011)726-1235

旭川店 旭川市忠和条4丁目 ☎(0166)61-1930

(専用駐車場完備)